

# 万葉集卷三・笠金村歌群の主題と編纂と

— 主題化された「ますらを意識」 —

松田 浩

## 一 はじめに — 万葉集卷三の笠金村関連歌群 —

『万葉集』卷三には、笠朝臣金村に関連する以下の歌々（①～⑥歌）が収載されている。本稿は、この歌々に関して、主として次の二点を論じようとするものである。第一に、右の歌々が万葉集の上に配列されることで作り上げられている歌群としての主題を明らかにすること。そして、第二に、その主題を生成する配列を構成するという編者の意図・意識のありようの問題を考えてみたい。

笠朝臣金村塩津山作歌二首

① 大夫の弓上振り起し射つる矢を後見む人は語り継ぐがね

(3・二六四)

② 塩津山打ち越え去けば我が乗れる馬そ爪突く家恋ふらしも

(3・二六五)

角鹿津乗船時笠朝臣金村作歌一首并短歌

③ 越の海の 角鹿の浜ゆ 大舟に 真楫貫き下ろし いさ魚  
取り 海路に出でて あへきつつ 我が榜ぎ行けば 大夫  
の 手結が浦に 海未通女 塩焼くけぶり 草枕 旅にし  
あれば 独りして 見るしるし無み わたつみの 手に巻  
かしたる 珠だすき 懸けてしのひつ 日本嶋根を

(3・二六六)

反歌

④ 越の海の手結が浦を客にして見れば乏しみ日本しのひつ

(3・二六七)

石上大夫歌一首

⑤ 大船に真楫繁貫き大王の御命恐み磯廻するかも

(3・二六八)

右今案 石上朝臣乙麻呂任「越前国守」盖此大夫歟

和歌一首

⑥物部の臣の壮士は大王の任けの随意に聞くと云ふものそ

(3・二六九)

右作者未<sub>レ</sub>審 但笠朝臣金村之歌中出也

反歌

⑧ ウみ越道の雪降る山を越えむ日は留まれる我を懸けて偲  
はせ (9・一七八五〜六・笠朝臣金村之歌中出)

右の歌々を配列通りに見てゆくと、これらに見られる地名が

五 笠朝臣金村伊香山作歌二首

連続した一つの行程の順に並んであることがわかる。すなわち、琵琶湖北岸の塩津湊と越前国敦賀とを結ぶ塩津街道の国境の山

⑨草枕旅行く人も行き触ればにほひぬべくも咲ける萩かも  
⑩伊香山野辺に咲きたる萩見れば君が家なる尾花し思ほゆ

である塩津山で作られた①②歌、その塩津街道の終着地たる敦

(8・一五三二〜三)

賀(角鹿)津を出港して海へと至ることを歌う③④歌、そして海上にあることを歌う⑤⑥歌、との順である。この地名の連続

⑦⑧歌が留まる家人の立場から「ウ」み越道の雪降る山を越えむ日」に「イ」留まり居て我れは恋ひむな」という状態の自分(家人)を偲んで欲しいと歌い、②歌では越道の国境たる塩

性をもって、右の歌々は、ひとまずは、近江国から越前へと向かう越路に沿っての一つの旅における一連の歌——、歌群として捉えることができる。勿論、そのように見えるのは万葉集に

津山で自分(旅人)を恋しがる家人を偲ぶ。こうした歌表現の呼応関係によって支えられる連続性を持つこと、および題詞形式の一致<sup>②</sup>、季節の一致(⑦⑧歌—八月、⑨⑩歌—秋)、更には、

収載された配列をもってのことではある。が、しかし、万葉集に収載される前から、当該歌群が既に現在見るとき配列を把

越前国守補任による越への旅であるということが、題詞・歌から読みとり得ない⑤歌に対して「越前国守に任せらゆ」との左注がつけられていること<sup>③</sup>、などの点から原資料における配列を

持し、更に大きな歌群の一部分であったことが梶川信行によって詳細に説かれている<sup>①</sup>。今、原資料における配列を、梶川論に

想定する梶川論は首肯されるものであろう<sup>④</sup>。さらに近年には、原田貞義もまた、原資料における当該歌群の配列順に対する言

拠つて示せば、以下の⑦⑧歌、および⑨⑩歌の四首が、当該歌群に前置されていたということになる。

及ばないものの、右に示した歌群が同一の原資料の上にあつたことを論じている<sup>⑤</sup>。当該歌群は、原資料の上では、より大きな歌群の中に包摂されていた。そして、当該の歌群は、その、より大きな歌群から切り抜かれたものとして成立したと考えられるのである。

群に前置されていたということになる。

神亀五年戊辰秋八月歌一首 并短歌

⑦人となる ことは難きを わくらばに なれる我が身は

原田貞義もまた、原資料における当該歌群の配列順に対する言及は、

死にも生きも 君がまにまと 思ひつつ ありし間に う

つせみの 世の人なれば ウ大君の 命畏み 天離る

鄙治めにと 朝鳥の 朝立ちしつ 群鳥の 群立ち行か

ば イ留まり居て 我れは恋ひむな 見ず久ならば

こうした原資料への遡及は、万葉集編纂資料の想定をより精

緻なものにした。とはいえ、原資料への遡及の検討がより厳密な方向へすすむ一方で、万葉集卷三というテキストの上では、当該歌群がいかなる歌群として収載されているのか、という問題については、「卷三雑歌部には、金村作歌と歌中歌の中から無季の羈旅歌を採録した（原田論文）」、あるいは⑨⑩歌が巻八に収載される理由を「萩」「尾花」がという秋の景物が読み込まれていることによる（梶川論文）」などの指摘がなされるばかりで、積極的な位置づけはされていない。

こうした説明は、当該歌群が万葉集の他の巻ではなく巻三に収められたということ（すなわち分類基準）の説明とはなっていない。なぜこれをひと纏まりの歌群として収載しようとしたのか——、収載すべき価値あるものと見做したのか——、という問題には答えてはいない。原資料から万葉集へという編纂の問題を考えるのであれば、なぜ巻三の金村関連歌群がより大きな原資料から抜き出され、どのような意識で収載されたのかということこそが問われねばならない。

当該歌群は、原資料から切り抜かれることで、新たな一つの歌群として誕生しているのである。切り取られた歌群は、いかなる歌群として再生しているのか。この問題は、巻三に収載された、今ある形での当該歌群の配列が、どのような主題を形作っているのかを問うことによって明らかにすることができよう。先に示したように、この問題を解くことが本稿の第一の目的となる。そして、いかなるまなざしが、原資料から当該歌群を一つの纏まりとして見出し、これを新たな歌群として生成することを可能にするのか——、これが本稿の第二点となる。

こうした問題意識に沿って、まず第一に、切り抜かれた歌群、すなわち当該歌群が、歌群としていかなる主題を持ち得ているのか、この問題から繙いてゆくこととしたい。

## 二 歌群の構成（１）——冒頭歌の「ますらを意識」——

①歌と⑥歌をひとつの歌群として捉えるとき、まず確認すべきは、冒頭歌としての位置を担う①歌の内容である。当該歌群は、「大夫（ますらを）」の弓射る姿を歌う①歌に始まる。この「大夫（ますらを）」については、これを伝説上の先人と見る武田祐吉の説もあるが、『萬葉集注釋』に

先人の射た矢ならば、「射し」とか「射てし」とかあるべきで、完了の「つ」を用ゐてゐる事は作者が今射たと見るべきである。<sup>⑦</sup>

との指摘がある如く、武田説を認めることはできない。<sup>⑧</sup>『注釋』をはじめとして諸註釈が説くように、金村が自らを「ますらを」として歌ったと見るべきものである。<sup>⑨</sup>金村は「ますらを」として自らが射た矢を、後世へと語り継いで欲しい、との希求を①歌において歌うのである。このとき、①歌の「ますらを」とは、いかなる意味合いを背負っているのか——。歌群全体の理解にあたってこの問題から考えてみたい。

①歌は「ますらを」としての事蹟——ここでは弓を射たということ——を後世まで語り継がれんことを希求する。よって、①歌を理解するためには、後世に語り継がれる「ますらを」の姿を確認する必要がある。今試みに、後世へと語り継がれる（言い継がれる）「ますらを」の用例を万葉集中に求めれば、①歌

を除き、以下のものが見出される。

**A群**

〔1〕「過葦屋処女墓」時作歌一首 田邊福麻呂之歌集

「古へのますら壮士」の妻争いを「語り継ぎ偲ひ継ぎくる」

(9・一八〇一)

〔2〕「見菟原処女墓歌一首」高橋連蟲麻呂之歌集中出

菟原処女が妻問う男二人を「ますらを」と呼ぶ。

壮士二人と菟原処女の悲劇を「遠き代に語り継がむと」

三人の墓が作られた。

(9・一八〇九)

〔3〕「追同処女墓歌一首」大伴家持

「大夫」の言葉を苦しみ菟原処女が入水したことを「くす

ばしき 事と言ひ継ぐ」

(19・四二二一)

**B群**

〔4〕「天平元年己巳攝津国班田史生丈部龍麻呂自経死之時判官

大伴宿祢三中作歌一首并短歌」

天雲の 向伏す国の ますらをと 言はれし人は「天皇

の 神の御門に 外の重に 立ち侍ひ 内の重に 仕へ

奉りて 玉葛 いや遠長く 祖の名も 継ぎ行くもの」と

母父に 妻に子どもに 語らひて 立ちにし日より :

以下略 (3・四四三)

〔5〕「賀陸奥国出金詔書歌一首 并短歌」大伴家持

(…前略…) 大伴の 遠つ神祖の その名をば 大久米

主と 負ひ持ちて 仕へし官 海行かば 水漬く屍 山行

かば 草生す屍 大君の 辺にこそ死なぬ かへり見は

せじと言立て 大夫の 清きその名を いにしへよ 今の

をつづに 流さへる 祖の子どもぞ 大伴と 佐伯の氏は

人の祖の 立つる言立て 人の子は 祖の名絶たず 大君

に まつろふものと 言ひ継げる 言の官ぞ 梓弓 手に

取り持ちて 剣大刀 腰に取り佩き 朝守り 夕の守りに

大君の 御門の守り 我れをおきて 人はあらじと いや

立て 思ひし増さる 大君の 御言のさきの へに云はく

「を」 聞けば貴み へに云はく「貴くしあれば」

(18・四〇九四)

〔6〕「慕振勇士之名歌一首 并短歌」大伴家持

ちちの実の 父の命 ははそ葉の 母の命 おほろかに

心尽して 思ふらむ その子なれやも 大夫や 空しくあ

るべき 梓弓 末振り起し 投矢持ち 千尋射わたし 剣

大刀 腰に取り佩き あしひきの 八つ峰踏み越え さし

まくる 心障らず 後の世の 語り継ぐべく 名を立つべ

しも (19・四一六四)

〔7〕大夫は名をし立つべし後の世に聞き継ぐ人も語り継ぐがね

(19・四一六五)

〔8〕「諭族歌一首 并短歌」大伴家持

久方の 天の門開き 高千穂の 岳に天降りし 皇祖の

神の御代より はじ弓を 手握り持たし 真鹿子矢を手

挟み添へて 大久米の ますらたけをを 先に立て 鞆取

り負ほせ 山川を 岩根さくみて 踏み通り 国求ぎし

つつちはやぶる 神を言向け まつろはぬ 人をも和し

掃き清め 仕へまつりて 蜻蛉島 大和の国の 櫃原の畝

傍の宮に 宮柱 太知り立てて 天の下 知らしめしける  
天皇の 天の日継と 継ぎてくる 君の御代御代 隠さは  
ぬ 明き心を すめらへに 極め尽して 仕へくる 祖の  
官と 言立てて 授けたまへる 子孫の いや継ぎ継ぎに  
見る人の 語り継ぎてて 聞く人の 鏡にせむを 惜しき  
清きその名ぞ おぼろかに 心思ひて 空言も 祖の名絶  
つな 大伴の 氏と名に負へる 大夫の伴

(20・四四六五)

右に分類した如く、「語り継(言ひ継)」がれる「ますらを」の歌はA・B二群に分けることが可能であろう。A群は、伝説の登場人物としての「ますらを」である。武田論が①歌を「前代の英雄または巨人」と見たことは、このA群のごとく「語り継」ぐ伝説を想定してのこととも察せられる。しかし、一見して明らかかなように伝説において語り継がれる「ますらを」を歌表現の上に持ち込む例は、集中において蘆屋の菟原処女伝説に取材する歌のみに用例が限られている。文法上①歌を伝説上の「ますらを」と解することができない(既述)ということばかりでなく、用例の偏向の上からも①歌を伝説歌と見做すことはできないだろう。

よって、①歌の「ますらを」が「語り継」がれることの意味は、伝説歌以外のB群(〔4〕〜〔8〕)を参考として解釈されるべきものとなる。

B群全体を見渡せば、その歌表現における一つの共通性を見出すことができる。即ち、〔4〕「祖の名」、〔5〕「大夫の 清きその名」、〔6〕「7」「名」、〔8〕「惜しき 清きその名ぞ」

とあるように、「大夫(ますらを)」が「語り継」がれるのは、その「名」によってである。この「ますらを」としての「名」とは、〔4〕の大伴三中の歌に端的に見えるように、「祖の名」である。ここに祖の名を継ぎつつ、天皇に奉仕するという氏族意識を見ることが出来る。こうした氏名の意識は、

是を以ちて、汝等も今日詔りたまふ大命のごと君臣・祖子の理を忘る事無く、継ぎ坐さむ天皇が御世御世に明き淨き心を以て、祖名を戴き持ちて、天地と共に長く遠く仕へ奉れとして、冠位上げ賜ひ治め賜ふと勅りたまふ大命を衆聞きたまへと宣る。

(天平一五年・五月三日・宣命第十二)

といった宣命の中にも見られるものである。氏族意識に基づき、その氏名に見合う奉仕——氏としての職掌——を長久に継ぎゆくとの意識である。

B歌群に見られる「ますらを」は全て、氏族伝承が持つ職掌に適った活躍をし、それによって、後世へと語り継がれる存在である。(なお、この用例の殆どを家持歌が占めることは後述する。) こうした氏族意識を考慮しつつ、①歌を捉え直してみることにする。金村が弓射る行為とその矢とを以て「ますらを」としての己を意識し、これを後世に語り継がれんことを願うとき、そこに想起されるのはやはり、弓矢を以て天皇に奉仕したとの笠氏の氏族伝承となろう。周知の如く新撰姓氏録には、鴨別命がいわゆる誓約狩(うけひ)を成功させ、応神天皇より「笠」の名を賜ったことが記されている。

笠朝臣。孝霊天皇の皇子、稚武彦の後なり。応神天皇、

吉備国に巡り幸して、山に登りたまひし時、飄風、御笠を吹き放ちき。天皇、之を恠しみたまふに、鴨別命言さく、「神祇、天皇に奉らむと欲りす。故れ、其の状なるのみ」とまをす。天皇、其の真偽を知らむと欲して、其の山に獵ら令むるに、得る所、甚多なり。天皇大く悦びたまひて、名を賀佐と賜ひき。

〔新撰姓氏録〕右京皇別下（一六九）

笠氏は、その氏の名の起源において弓矢を以て天皇に奉仕した氏族伝承を持つ。応神天皇は加佐米山の行幸において、自らの御笠が飄風に吹き放たれたことを、山の神の神意の現れとして見、これを怪しむ。笠氏の祖たる鴨別命は、これを神祇が天皇に奉仕せんとすることの現れであると奏上して、誓約狩りを成功させる。ここに山の神が天皇に対して敵対するのではなく、奉仕をしようとしていることが保証される。笠氏の由来は、山の神の服従を狩りによつて証明することにあつたのである。

その鴨別命は、『日本書紀』神功皇后即位前紀に熊襲国を撃つたことが伝えられており、また、笠臣の祖・梶守は、弓矢ではなく刀を以てではあるが、

吉備の中国の川嶋河の派に、大虬有りて人を苦しびしむ。

時に路く人、其の処に触れて行けば、必ず其の毒を被ふりて以て多に死亡ぬ。是に、笠臣祖・梶守、為人勇捍しくして強力し。派の淵に臨みて三つの全瓠を以ちて水に投れて曰はく、「汝、屢毒を吐きて路く人を苦しびしむ。余、

汝虬を殺さむ。汝、是の瓠を沈めば、余避らむ。沈むること能はずは、仍ち汝が身を斬らむ。」といふ。時に水虬、

鹿と化して以て瓠を引き入るに、瓠沈まざりき。即ち劍を挙げて水に入りて虬を斬る。更に虬の黨類を求むるに、乃ち諸の虬の族、淵の底の岫穴に満めり。悉に斬るに、河の水、血に変わりぬ。故れ、其の水を号けて梶守の淵と曰ふ。

〔日本書紀〕仁徳紀六七年是歲条

との事蹟を『日本書紀』に残している。梶守は「路く人」を多く殺すという交通妨害神的要素をもつた邪霊、大虬に対して誓約を行い、その結果として、武をもつてこれを退治したという。

更に、古事記の倭建命の東征の記事には、「吉備臣等」——「吉備臣等」は吉備下道臣と笠氏との二氏を一括して指す呼称——の祖とされる御鉏友耳建日子の名を見る。

ここに天皇、また頻きて倭建命に詔りたまひしく、「東の方十二道の荒ぶる神、及びまつろはぬ人等を言向け和平せ。」とのりたまひて、吉備臣等の祖、名は御鉏友耳建日子を副へて遣はしし時、：（以下略）

御鉏友耳建日子は、倭建命の荒ぶる神とまつろわぬ人とを言向ける東征の旅に補佐役として扈従する。

右に見るように笠氏は、時に弓矢を以て土着神の神意を誓約によつて占い、その神が服従することを証明し、また時に、直接的に武力を以て神・人を圧伏する、——こうした氏族伝承を把持していたということが確認できる。金村は、こうした氏族伝承を担う笠氏の「ますらを」として、己の射た矢の、後に語り継がれようことを希求するのである。ここで、金村が「ますらを」として射た矢の性質が確認されねばなるまい。

金村は近江国と越前国との境界の地で矢を射た。この矢は、例えば、西宮一民『萬葉集全注 三』が「近江と越前との境の塩津山で、自分の武運と旅の安全とを祈って、神に捧げる一矢を杉か槻かの大木に放ったのであろう」と述べているように、いわゆる矢立杉の矢だと解するのが通説となっている。

塩津街道における国境の地である塩津山は塩津峠との名称があることから知られるように、手向けの神のいる場所であったであろう。手向けの神は旅ゆく者をそのままには通さぬ—時にはその命を奪うような—恐ろしき神として存在した。旅ゆく者には、己の旅を安全なものとするために、この神に対する呪的対処が要求されたのである。<sup>14</sup> こうした、旅の安全を左右する神のいる峠という境界領域の地で射られたものが①歌の「ますらをの弓上振り起こし射つる矢」である。

当該歌群の①の歌には、旅中、国境の峠越えにあたってのある種の儀礼を見ておくべきであろう。この矢が、峠の神の神意を占うための誓約などの儀礼の矢か、あるいは、神を鎮めるための捧げものであるのか、さらに踏み込んで精霊圧伏の儀礼ためのものであったのか、という問題についてはなお検討が必要であろう。<sup>15</sup> ここでは、これが旅の安全のために、恐ろしき神を鎮める儀礼行為であったろうことを確認しておくのみにとどめておく。

金村は、神を鎮め、旅の安全を保证するための儀礼の矢を射た。①歌には、その矢を射るに相応しい氏族伝承を持つ笠氏の「ますらを」としての、氏族意識に支えられた「ますらを意識」が読みとられるべきであろう。

### 三 歌群の構成（2） — 末尾の歌と歌群の主題と —

当該歌群の冒頭歌は前節に見たように、氏族意識に基づく「ますらを意識」に支えられたものであった。この歌群がより大きな歌群から切り抜かれたものであるということを鑑みると、注目すべきは、冒頭歌とともに末尾の歌となろう。編者は何故、①歌から⑥歌までをひと纏まりのものと見做し、原資料から切り抜いたのか——。冒頭の歌と末尾の歌とを検証することで、当該歌群の主題が見えてくるとともに、歌群を抜き出す編者のまなざしのありようも見えてくるはずである。

当該歌群を締め括る⑥歌、

⑥物部の臣の壮士は大王の任けの随意まにまに聞くといふものは、金村が石上乙麻呂の⑤歌に和したものである。石上氏は、物部氏の本宗家が天武天皇十三年（六八四）に改称した氏名であり、元日・大嘗会に際しては氏として神盾を立てる役目を負った氏族である。

その職務は古語拾遺の神武即位の記述において、

日臣命、来目部を帥めて宮門を衛護り、其の開闔を掌る。と記されているように、「石上」氏以前の「物部」氏としての伝承に由来している。

万葉集中には和銅元年（七〇八）の、元明天皇の大嘗祭での御製歌とされる、

大夫の鞞の音すなり物部の大臣楯立つらしも（一・七六）の歌が残されている。既に「物部」から「石上」へとの改称が

なされて二十四年を経てはいるものの、なお氏族伝統に則る職務にあたっては、本来の「物部」の名を以て呼ばれているのである。⑥歌の受け手たる石上乙麻呂の父、石上麻呂は、持統四年正月元日の即位式に於いて、

物部麿朝臣、大盾を樹つ。神祇伯中臣大嶋朝臣、天神寿詞を讀む。畢りて忌部宿祢色夫知、神璽・劍・鏡を皇后に奉す。皇后、天皇位に即きたまふ。

〔『日本書紀』持統四年（六九〇）正月戊寅朔条〕と、古名「物部」の氏名をもつて、神盾を立てる役目を果たしている。乙麻呂自身もまた、神龜元年（七二四）、——すなわち、⑥歌がなされる四年前の十一月の大嘗会において、「石上」との氏名で記されているものの、父と同じく物部連を率いて神盾を立てている。

大嘗。備前国、由機と為し、播磨国、須機と為す。從五位下石上朝臣勝男・石上朝臣乙麻呂・從六位上石上朝臣諸男・從七位上榎井朝臣大嶋等、内物部を率ひて、神楯を齋宮の南北二門に立つ。

〔『続日本紀』卷九神龜元年（七二四）十一月己卯条〕⑥歌はその石上乙麻呂に贈られた歌である。初句「物部」を「ものふ」と訓ずる説もあるが、こうして見たとき、「物部」は氏の名としての「物部」として解釈されるべきものである。伊藤博が、「物部」を氏名「ものべ」と訓じ、「物部の臣の壮士は」の二句を「代々楯を立てては朝廷に仕えてきた物部の臣たる男子は<sup>⑬</sup>」と訳出していることは正鵠を射たものであると言えよう。金村は、己を率いる越前国守石上乙麻呂の、氏族伝統と

しての職掌を賞賛して、「物部」という本来的な氏名をもって歌っているのである。

こうした氏名とその職掌を強く意識する「ますらを意識」をこの歌に見る中で、「物部」の氏名とともに注目されるのは「大君の任けのまにまに」との表現である。石上乙麻呂は⑤歌において、自らの越前国守赴任にあたっての海路の旅を「大王の御命恐み穢廻するかも」と歌う。これに和える⑥歌は、この「大王の御命恐み」を「大王の任けの随意に」と捉えかえず。両者の表現の差は看過できない。「御命恐み」とは、天皇の命を恐れ、慎み、それによって天皇の命に従うことである。対して、「任けの随意に」には「随意」の文字が宛てられていることが示すように、天皇から下された任命の他、一切の束縛を受けず、そのまま完全に任命に一致しようとの思いがこもる。前者に対して後者がより積極的に天皇の命につき従うことを示すことは既に小野寛の論じるところでもある<sup>⑭</sup>。天皇にいか仕えるかという関係性が神話・伝承レベルで保証される氏族伝承と相俟って、「大王の任けの随意に」を用いる⑥歌には、積極的かつ強度の「ますらを意識」の表出を見ることが出来るだろう。

当該歌群の冒頭たる①歌、そして末尾たる⑥歌には、ともに氏族伝承に基づき、積極的に氏としての職掌を担う「ますらを意識」が歌われる。歌群の冒頭・末尾において「ますらを意識」を歌う歌が配置されるという点に於いて、当該の歌群は「ますらを」を主題として浮き上がらせているのである。

当該歌群が原資料から切り抜かれた歌群であることを鑑みれば、この歌群は「ますらを意識」に始まり、「ますらを意識」



に終わる歌群として切り抜かれ、そこに主題が付与されたもの  
ということができよう。

では、冒頭および末尾において一貫して「ますらを意識」を  
配する当該歌群の、全体の構成はいかなるものであったか。以  
下に順を追って確認してみることとする。

①・②歌——。当該歌群は氏族意識に支えられた金村の「ま  
すらを意識」を歌う①歌に始まり、②歌へと引き継がれる。馬  
が躓くことは、家人が自らを恋うていることの現れであり、<sup>18)</sup>「馬  
そ躓く、家恋ふらしも」と歌うことで、家人の心境へと思いを  
馳せる。①歌から②歌との配列において個別の歌の主題は、①  
「ますらを意識」から②「望郷」へと移行する。

③・④歌——。③歌の冒頭、「大舟に真楫貫き下ろし」は集  
中孤例だが、類語に「大船に真楫しじ貫き」がある。これは、  
A：難波潟 御津の崎より 大船に 真楫しじ貫き 白波  
の 高き荒海を  
(八・一四五二)

B：大君の 命畏み 蜻蛉島 大和を過ぎて 大伴の 御  
津の浜辺ゆ 大船に 真楫しじ貫き 朝なぎに 水手の  
声しつづつ…  
(一三・三三三三)

と、遣唐使船をはじめとして、官船の大なることとその楫の立  
派なさまとを誉めて言う表現である。③歌は新任の国守石上乙  
麻呂の乗る船を誉め、これが出航する景を歌うことに始まる。  
しかし、第七句目「喘きつつ」よりは一変する。海上を漕ぐ苦  
しさが歌われ、更にこれに続き、「ますらをの手結が浦に海女  
娘子塩焼く煙」と旅の美しき景観があらわれるが、「草枕 旅  
にしあれば ひとりして 見る験なみ」、これも家人とともに

では見る甲斐のないものであり、歌は家郷への思いへと向き、  
日本島根を偲ぶ表現で締め括られた望郷の一首となる。その反  
歌である④歌は、「見れば乏しみ日本偲ひつ」と、③歌後半によつ  
て主題化された望郷へと、ひたすらに向かう。

③・④歌は、官船を誉める描写に始まりつつも、その思いが  
望郷に収斂されることで成り立っている。

⑤・⑥歌——。⑤歌は「大船に真楫繁貫き」とあるように、  
③歌の冒頭「大舟に真楫貫き下ろし」を明確に受ける。③・④  
が官船を誉める表現から望郷へと収斂したのとは対蹠的に、こ  
こでは、官船を誉める表現からそのまま「大王の御命恐み磯廻  
するかも」と官名を受けての旅であることと臣下としての心の  
在りようを強調する。そして、既に述べ来たった如くに⑥歌  
においては、これが更に進んで、氏族意識に支えられた積極的  
な臣下としての在りよう、「ますらを意識」が賞賛されるので  
ある。

以上のようにみると、当該の歌群はおよそ以下のような構成  
を持つものと言える。まず「ますらを意識」にはじまり①、  
これが望郷の念と組み合わされる②。そして官船を誉めるこ  
とから歌い起こし望郷を主題化し③④、これと冒頭の表現を  
揃えつつも、官船の旅を歌い、「ますらを意識」を主題化する  
⑤⑥。つまり、「ますらを意識」を冒頭におきつつ、「ますら  
を意識」と、「望郷」の念との間を揺れながらも、結びにおい  
て再び「ますらを意識」の自覚へと向かうという構成を持った  
歌群として存在するのである。

しかし、ここでの望郷は、単なる後ろ向きの望郷ではない。

ここでの望郷の対象は②「家」から③・④「日本嶋根」へと収斂する。「日本」の文字遣いが示すように、ここにあるのは、中央を離れ鄙へと向かうに旅にあつて、常に求め続けられる中央の王権との紐帯の自覚であろう。天皇に対する己の臣下としてのありようを保証する氏族伝承を自覚する「ますらを意識」が、臣下・官人として風化へと向かう、外への意識であるとすれば、これと表裏一体をなすものが当該歌群における望郷ということになる。

当該歌群は、一貫して「ますらを意識」を主題化する歌群なのであった。原資料において同一歌群を形成していたと目される⑦～⑩歌とともにある状態では、如上の主題は持ち得なかつたであろう。——⑦・⑧歌は男女の悲別歌であり、⑨・⑩歌は季節詠なのであるから。

卷三の笠金村関連歌群は、「ますらを意識」に始まる①歌から「ますらを意識」に終わる⑥歌というかたちで原資料から切り抜かれた。この切り抜くという編纂の営為が、かような主題を成立させる歌群を生成したのである。

#### 四 おわりに — 家持と編纂と —

望郷の思いに揺れつつ「ますらを意識」に収斂していく主題を一つのまとまりとして見出し、歌群として切り抜く。こうしたことはいかなる眼差しによって可能となるのであろうか。

右に見てきたような、当該歌群における「ますらを意識」の表現を最もよく摂取し、己の「ますらを意識」の表明に用いたのが家持であった。当該歌群①歌に見られたような、氏族意識

を以て「ますらを」として語り継がれることを歌う歌は、万葉集中においては同伴三中の歌一首の他は全て家持のものであつた（第二節・用例「B群」参照）。

中でも家持の〔6〕〔7〕「慕<sub>レ</sub>振<sub>三</sub>勇士之名<sub>一</sub>」歌一首 并短歌〕は、左注に「右二首、追<sub>三</sub>和山上憶良臣作歌<sub>二</sub>」と記されているように、山上憶良の辞世歌とでも言うべき、「沈痾之時歌」、

そのこやも  
士也母 空しくあるべき万代に語り継ぐべき名は立てずして  
(5・九七八)

に追和したものであるが、この追和において、憶良の「士」が「大夫（ますらを）」へと転化されていることの意味は小さくない。憶良が大陸の漢魏六朝以来の「士・大夫」としてのあり方に基づいて「士」としての「名」（優れた功績とその令聞）を立てることを主題としているのに対して、家持歌は「士」を「ますらを」へと転じているのである。

憶良は「士」として自らを位置づけることで、孝経の、  
身体髪膚は之を父母に受く、敢て毀傷せざるは孝の始なり。  
身を立て道を行ひ、名を後世に揚げ、以て父母を顕すは孝の終りなり。  
〔『孝経』開宗朝義章第一〕

という孝の最終段階としての「立名」を述べる。言わば大陸的思想に準拠した官吏としての究極的目標としての「立名」である。対して家持は、自らを「ますらを」として位置づけることで、遙かな神話の時代から氏名——「祖の名」を以て皇権に仕え続けてきた名負の氏の系譜に自らの立場を確認するのである。家持は、天皇に仕える律令官人であることと同時に、そこに氏族伝承に基づく氏の職掌を自己が引き受けて氏の「名」を残す

という、氏族意識としての「ますらを意識」を表明しているのである。<sup>19)</sup> その家持における歌表現が、

〔7〕大夫は名をし立つべし後の世に聞き継ぐ人も語り継ぐがね  
① 大夫の弓上振り起こし射つる矢を後見む人は語り継ぐがね

と、一見して明らかのように、①歌の表現に倣うかたちで作られているのである。家持は金村の①歌に氏族意識としての「ますらを意識」を見出し、自らの歌表現に摂取したのである。

家持の「ますらを意識」の歌表現に摂取されたものは①歌のみではない。当該歌群末尾において氏族意識を強く表明した⑥歌には「大王の任の随意に」の表現が見られた。集中には八例の「大君の任せ（任き）のまにまに」の表現が見られるが、その内の六例までが家持の用いたものである。「ますらをの任せのまにまに」との表現は、小野寛が指摘しているごとく、専ら家持が己の「ますらを意識」を表現するために用いたものである。<sup>20)</sup> 家持は天皇の言葉に恐れ慎んで従うという「大君の命畏み」よりも、より積極的に天皇の任命し差し遣わすことに同化し、そのままにつき従うという「大君の任のまにまに」を好んで用いた。

「大君の任せのまにまに」は、家持の用例の他、⑥歌以外には、  
卷一三・三二九一番歌に

み吉野の 真木立つ山に 青く生ふる 山菅の根の ねも

ころに 我が思ふ君は 大君の 任せのまにまに（或本に

云はく、「大君の 命かしこみ」 鄙離る 国治めにと（或本に

云はく、「天離る 鄙治めにと」 …以下略

の用例を見る。右の歌もまた、⑥歌と同じく国守赴任のさまを

歌った歌ではあるが、しかし、ここに家持のごとき積極的な「ますらを意識」は見出すことは難しい。家持が好んで「ますらを意識」を表現するのに用いた「大君の任せのまにまに」は、越前国守として赴任する石上乙麻呂を氏族意識をもって賞賛した⑥歌から学んだものであったと想定する方が穏当であろう。

当該歌群が原資料から切り抜かれ、ひとつの歌群として生成した際に現れる主題「ますらを意識」を読みとり、その「ますらを意識」の表現法を享受し、歌作した者がこそが家持である。歌を詠むという営為「作歌」と、歌を読むという営為「編纂」とが、一人の人間の内部で分裂するものではないとの仮定が許されるのであれば、当該歌群を原資料から抜き出し、「ますらを意識」という主題を与えたのは、他でもない、家持であるということになる。裏を返せば、こうも言えよう。祖の名を強く意識し、越中国守としての能動的な意志を「ますらを意識」として抱きつつ、同時に、越中にありながらも都との繋がりを求めるといふ望郷意識をも抱く。こうした家持のまなざしこそが、原資料の大きな歌群の中から、①歌から⑥歌の部分にひとつの纏まりを見出すことを可能にしたのではないだろうか、と。

その家持が「大君の任のまにまに」という表現を初めて用いたのは、天平一八年秋九月、「長逝せる弟を哀傷ぶる歌」においてである。天皇の御言持ちとしての強い自覚を以て自らを鼓舞するがごとくに「任せのまにまに」と歌い出しつつも、同時に、家郷に残した弟との絶対的な別れを歌う。この頃に、家持によつて卷三の金村関連歌群の編纂―原資料からの切り抜き―

が行なわれた、と考えるのは憶測に過ぎるだろうか。

〔注〕

(1) 梶川信行氏「笠金村の越路望郷歌群をめぐって」(『上代文学』46号・昭和56年)、『万葉史の論 笠金村』昭和62年10月に「越路の望郷歌群」として所収)。

(2) ⑨⑩歌の題詞「笠朝臣金村伊香山作歌二首」と①・②歌の題詞<sup>〔五〕</sup>「笠朝臣金村塩津山作歌二首」とは山の名称が異なるのみである。なお、「人名十地名十作歌〇首」という形式は、当該の題詞の他には巻八において二例、巻三において一例あるのみである。その中で二つの題詞の形式が完全に一致するということは、両者が同一の原資料の上にあったことの左証となる。

(3) 「越前国守」との左注はの内、「越前」とあることは、左注が付される時点で既に歌群として越路の地名が連続していたことを保証する。また、これに「国守」と記されていることは、⑦歌の<sup>〔ア〕</sup>「大君の 命畏み 天離る 鄙治めに」と国守の任によって越路へ下ることが記されている⑦・⑧歌が万葉集収載以前に同一の資料の上にあったことを保証する。

(4) この歌群が梶川論が述べるような「笠金村の私的なメモ」であったか、もしくは、いわゆる「笠金村歌集」の一部であったかについては、なお検討の余地がある。原田貞義は「原資料から万葉集へ―笠金村歌集と大宰府圍の歌を例に―」(『上代文学』95号・平成17年11月)において、笠金村の越路関連歌群を含めて、万葉集所載の

全ての金村関連作品が「笠金村歌集」より収載されたと論じている。

(5) 注3 原田論文

(6) 武田祐吉氏『萬葉集全註釋四』(昭和32年・角川書店)の当該歌評語には「前代の英雄または巨人の矢を放った跡の残っているのを見て詠んだ歌である。作者の一行が、矢を射たのかも知れない。」とある。

(7) 澤瀉久孝氏『萬葉集注釋 卷第三』(昭和33年10月)。

(8) また、『万葉集全注 卷第三』(西宮一民氏・昭和59年3月)においても、過去にあった事実を確かなものとして述べる助動詞「き」と動作の完了を表す助動詞「つ」との差異を根拠に、これが金村自身の射た矢として説明されている。

(9) なお、日本古典文学大系『萬葉集 一』(岩波書店・昭和32年)では、①歌の第二句「弓上振起」を「弓上振<sup>おこ</sup>起せ」と訓読した上で、これを金村がともに旅をする人々に向かつて号令を發したものとす。しかし、当該歌は石上乙麻呂が越前国守として下向する際に金村が扈從した折のものと考えられるものである。であれば、当然ながら金村は乙麻呂において人々に号令を發するような立場にはない。「弓上振起」を命令形で訓読し、これを金村の号令と解釈する古典文学大系の説を採ることはできない。

(10) 『日本書紀』、神功皇后摂政前紀(仲哀天皇九年三月条)に「時に神の語を得て、教の隨に祭る。然して後

に、吉備臣の祖鴨別を遣して、熊襲国を撃たしむ。未だ  
浹辰も經ずして、自づからに服ひぬ。」との記事が残  
る。なお、神功皇后即位前紀では、鴨別命は吉備臣と注  
される。笠氏は吉備氏の一支族である。また、新撰姓氏  
録、一七〇「笠臣」の項にも、「笠臣、笠朝臣同祖、稚  
武彦之孫、鴨別之後也。」と記される。

(11) なお、『日本書紀』には御鈕友耳建日子の名はない。そ  
の扈從者は吉備武彦であるが、その吉備武彦は、新撰姓  
氏録、盧原公の項には、「盧原公、笠朝臣同祖、稚武彦  
命之後也、孫、吉備建彦命、景行天皇御世、被遣東方、  
伐毛人及凶鬼神、至于阿部盧原国、復命之日、以盧原国  
給之」と記される。

(12) 西宮一民『萬葉集全注三』（有斐閣・昭和59年）

(13) 柳田国男「矢立杉の話」（『定本柳田國男集』第五卷・  
筑摩書房・昭和43年に所収）に「矢を神に捧げんが為  
に、射放したと言ふ事は、その昔、古人が信仰を以て武  
運を祈り、或ひは旅途の平穩を祈って、矢を立てたので  
あります。」とある。

(14) 飯泉健司「手向けの民俗」（上野誠・大石泰夫編『万葉  
民俗学を学ぶ人のために』・世界思想社・平成15年、所  
収）

(15) なお、稿者は上代文献における「矢立杉」の習俗を今の  
ところ管見に見出せていない。手向けの神の性質と矢が  
持つ武具としての性質を考慮すれば、原理的には、交  
通を妨げる土着神を一時的に屈服せしめる儀礼が先行す

ると見るべきであろうか。これによって、旅の安全が確  
保されることから、手向けの神が旅の安全を約束する神  
として、鏝を奉納物と見做すようになり、今ある「矢立  
杉」の習俗となったとも考えられる。ただし、これはあ  
くまで原理的な問題であつて、両者は表裏の関係であ  
る。本稿では実際の習俗の先後関係に立ち入ることまで  
はしない。

(16) 伊藤博氏『萬葉集釋注二』（平成8年・集英社）

(17) 小野寛氏「大君の任のまにまに——家持の『ますらを』  
の発想——」（『大伴家持研究』所収・昭和55年・笠間  
書院）

(18) 「妹が門出入の川の瀬を早み我が馬つまづく家思ふらし  
も」（七・一一九二）、「白栲ににほふ真土の山川に我が  
馬なづむ家恋ふらしも」（七・一一九二）が左証となる。

(19) 憶良歌と家持歌との「名」の質的差異に関しては、鉄野  
昌弘「古代のナをめぐって——家持の〈祖の名〉を中心  
に——」（『万葉集研究 第二十一集』塙書房・平成9年）  
及び、芳賀紀雄「憶良の辞世歌」（『萬葉集における中  
国文学の受容』塙書房・平成15年）に詳しい。

(20) 注（17）に同じ。